



出産育児一時金の支給要件等



支給を受ける条件

被保険者または家族（被扶養者）が、妊娠4か月（85日）以上で出産をしたこと。

早産、死産、流産、人工妊娠中絶（経済的理由によるものも含む）も支給対象として含まれます。

支給額

1児：50万円

➤ 多児の場合	人数×50万円（下記にあたる場合は48万8千円）
➤ 産科医療補償制度に未加入の医療機関等でお産した場合	48万8千円
➤ 妊娠週数:22週未満でお産した場合	

被保険者資格喪失後にお産した場合

被保険者資格を喪失した場合でも、次の①・②ともに該当した場合は支給を受けることができます。

- ① 資格喪失日の前日（退職日等）までに被保険者期間（任意継続被保険者期間は除く）が継続して1年以上あること。
- ② 資格喪失後6か月以内にお産したこと。

同じお産に対して出産育児一時金の支給は1回のみです。

資格喪失後6か月以内のお産に対しても支給されるため、支給をうけることができる保険者が複数になる場合がありますが、重複して支給を受けることはできません。